

公

示

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の規定による漁業共済加入区の一部を、令和6年8月19日から次のように変更する。  
 ただし、その共済責任期間の開始日が令和6年8月18日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。  
 令和6年8月19日

香川県知事 池田豊人

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

| 変 更 後   |  | 変 更 前  |   |
|---|--|--|---|
| 法第104条第2号に掲げる漁業   |  | 法第104条第2号に掲げる漁業                                    |   |
| 区 域   | 区 分  | 区 域  | 区 分   |
| 2号観音寺市伊吹町・三豊市仁尾町区域（伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> 及び三豊市漁業協同組合の地区のうち、三豊市仁尾町の地区） | 1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> で営む漁業                  | 2号伊吹・三豊市仁尾町区域（伊吹漁業協同組合及び三豊市漁業協同組合の地区のうち、三豊市仁尾町の地区） | 1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業                  |
|   | 2 1に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> で営む漁業           |  | 2 1に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業           |
|   | 3 たい枠網漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> で営む漁業                                 |  | 3 たい枠網漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業                                 |
|   | 4 10トン以上の漁船を使用して営むいわし流しさし網漁業又はさわら流しさし網漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> で営む漁業 |  | 4 10トン以上の漁船を使用して営むいわし流しさし網漁業又はさわら流しさし網漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業 |
|   | 5 機船船びき網漁業   |  | 5 機船船びき網漁業  |
|   | 6 小型定置漁業であって3に掲げる漁業以外の漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区のうち、 <u>観音寺市伊吹町の地区</u> で営む漁業                 |  | 6 小型定置漁業であって3に掲げる漁業以外の漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業                 |
|   | 7 小型定置漁業であって、三豊市漁業協同組合の地区のうち、三豊市仁尾町の地区で営む漁業  |  | 7 小型定置漁業であって、三豊市漁業協同組合の地区のうち、三豊市仁尾町の地区で営む漁業                   |